

集落営農方式による巨大区画水田の創出

Land Consolidation Project for Large Paddy Plots in the Community Farming Systems

石井 敦*

ISHII Atsushi *

1. はじめに

著者はこれまで、数 ha 以上の巨大区画水田を創出した国内事例を悉皆的に調査して、その実現過程を分析してきた。

既報で明らかにしたように、巨大区画水田の創出は、担い手経営体に水田を利用集積し、利用集積された水田を集団化し、集団化された水田を均平化して実現される（石井・岡本 2002 他）。ただ、既報では、利用集積は主として個々の貸手農家と担い手農家との「個人相対^{あいたい}」契約事例であった。

これに対し、いわゆる「集落営農」方式によって、集落の農家ほぼ全員が参加する営農組織を設立し、そこに農地を利用集積・集団化して、巨大区画水田を多数創出した地区がある。

以下、集落営農方式で巨大区画水田を創出した福井県河合地区の事例を分析し、個人相対の場合との巨大区画水田創出の難易について比較検討を行った。

2. 研究対象地区

河合地区の圃場整備事業（県営経営体育成基盤整備事業）は平成 9 ～ 17 年に実施された。事業地区の農地面積は 123ha、関係農家は 150 戸。後述するように小排水路を埋設し、農区 200 m × 200 m を均平して中に畦畔を作らない 4ha の区画を標準とし、3ha 以上の巨大区画水田を事業地区面積の 3 割程度まで創出している（Fig.1）。

また、圃場整備事業の実施に合わせて平成 # 年に営農組合（任意団体）を設立し、

集落営農方式で圃場整備事業地区内外の農地 147ha を組合に利用集積し、巨大区画での大規模稲作経営を実現している。

営農組合の組合員は 106 名で、農業専従のオペレーター 2 名、補助的オペレーター 7 名、補助作業員 4 名、組合専従の事務担当者 1 名と、それ以外の一般組合員とで構成されている。

3. 農地の利用集積

圃場整備事業地区内で営農組合が利用集積（全作業受託）した水田は 120ha におよぶ。一方、個人で稲作を続行している農家は 17 戸で、耕作面積は合計約 10ha である。

組合員は利用集積に応じた面積に応じて小作料（本地区では「配当」と呼称）を受ける。当初の配当は年間 10 a 当たり 4 万

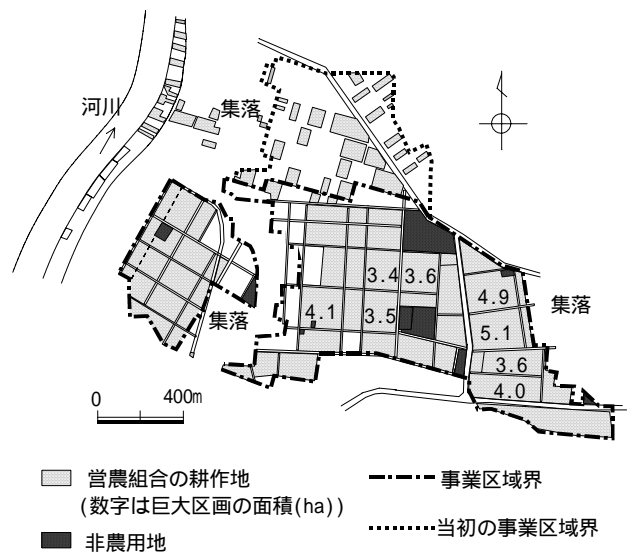


Fig. 1 整備後の区画と営農組合耕作地
Distribution of the farming group's cultivating plots
(事業計画平面図と営農組合での聞き取り等より作成)

*三重大学生物資源学部 Faculty of Bioresources, Mie University

円で、これは当時の本地区の標準的な小作料 2.5 万円程度よりかなり高かった。その後、配当は 10 a 当たり 3 万円に下がったが、標準的な小作料も約 1.2 万円に下がり、依然として営農組合の配当の方が高い。こうしたより高額の小作料が利用集積が進んだ基本的要因であると考えられる。

4. 集団化

前記の個人で稲作を継続する農家 17 戸の換地は、営農組合の耕作団地の中に散在している。そこで営農組合では、耕作する権利のみを交換調整する「耕作地調整」により稲作続行希望者の耕作地を集落近傍に集め、営農組合の利用集積地を集団化した。

稲作継続農家が耕作地調整に応じた理由として、耕作地調整後の彼らの耕作地が集落近辺の通作に有利な場所に移動しており、またそれぞれの耕作地も集団化できるという有利な条件があった。

このように、耕作地調整によって利用集積地を集団化して巨大区画水田を創出する場合、巨大区画水田区域外に耕作継続農家の代替耕作地用の利用集積地が必要で、しかもそれが耕作継続農家にとって有利な土地であることが望ましい。集落のほぼ全員が参加する集落営農の場合、個人相対で利用集積をしている場合と比べ、そうした耕作継続農家の代替地を見つけやすく、耕作地調整を行いやすいメリットがある。

5. 巨大区画化

整備後の農区（耕区）は全部で 90 枚程度で、うち 4ha 以上は 4 枚。最大で 5.1ha の区画が創出された。それ以外でも、1ha 以上の区画が地区面積の 9 割、2ha 以上が 6 割、3ha 以上が 3 割を占める。

圃場整備事業地区内のほぼすべての農地が単一の営農組合に利用集積され、しかも利用集積地を集団化できたため、何枚もの巨大区画水田が創出できた。

また、集落営農によって利用集積が極め

て進み、専従オペレーター 1 人当たりの稲作経営規模が 50ha 以上となり、1ha 程度の小さな区画では作業効率が悪すぎると判断されたものと思われる。

その他、近傍の九頭竜川の河川改修事業の残土利用で、農区均平のための客土が無償で入手できて、巨大区画を創出しやすくなっていたという事情もあった。

6. 問題点

集落営農方式の場合、集落のほぼ全員の水田を利用集積するため、利用集積に消極的な農家の土地まで集積の対象とせざるをえず、そのため小作料を高くせざるを得ない。こうした高額小作料は、専従オペレーターの所得の減少を意味する。

また、高額小作料の設定は、集落営農方式移行前から個人相対で農地を利用集積していた担い手農家に対し、地主農家が相対契約を破棄してより多額の小作料の得られる集落営農方式に切り替えるという、「貸しはがし」の問題も引き起こしうる。本地区でもそのおそれがあったが、営農組合では従前の担い手農家を組合の専従オペレーターとして組合内部に取り込んで、従前の貸借関係を極力温存する等して所得の総額を従前以上にすることで問題を回避した。

7. 国・県の補助

本地区では、集落営農方式による圃場整備事業により利用集積率を高めることができ、経営体育成基盤整備事業のより高率な事業費補助が得られた。また、利用集積地の集団化、巨大区画化も促進され、営農組織を設立したため農業機械購入に対する国・県の補助も得られた。これらにより従前の担い手農家が専従オペレーターとなっても所得が従前より確保され、集落営農方式の問題点である高額小作料の支払いが可能になり、零細兼業農家の離作が促された。参考文献：石井敦・岡本雅美（2002）、巨大区画水田創出のための担い手農家の耕作地調整，農土論 219,p.81-87